

静岡市

移住者就職応援補助金

Q&A



令和8年5月13日版
静岡市総合政策課
Ver.2.01

1 対象条件について

Q1 新卒の大学生は対象になりますか？

新卒でも県外に過去10年のうち5年以上かつ直近1年以上居住するなど条件を満たしていれば対象となります。
ただし、全国転勤ありの総合職等で配属された初任地が静岡市内だった場合などは対象外となります。

Q2 転入時、転職先が決まっていなかったが、申請時までに対象の事業所で正社員になっていれば補助の対象になりますか？

対象となります。（申請の期限は転入から1年半以内ですので、申請時点で要件を満たす必要があります。）

Q3 同一世帯で2人以上が要件を満たしている場合、全員が対象となりますか？

当補助金は個人が対象の補助金ですので、同一世帯であっても要件を満たしている場合は、それぞれに補助金を支給します。

Q4 静岡の大学へ県外から入学後、市内に4年間住んでいるが、住民票を動かしていなかったため、住民票上は要件を満たしていますが、対象となりますか？

実態として過去10年のうち県外（就農による就職の場合は市外）に5年以上居住していることが必要であるため、対象となりません。なお、転居した場合は住民票を異動させることが義務となっております。

Q5 県外大学に進学後、東京圏に就職したため、県外に5年以上在住しているが、大学時代に住民票を移してなかったため、住民票上は県外に5年在住となっていない。この場合対象となりますか？

住民票で確認できない場合は対象となりません。なお、転居した場合は住民票を異動させることが義務となっております。

Q6 外国からの転入は対象となりますか。

対象となります。

2 対象条件（就業・起業等）について

Q1 無期の雇用契約が要件となっているが、会社役員として就任するに伴い、静岡に移住する場合は対象となりますか。

常勤の取締役等の役員であって、5年間以上継続する意思があり、下記の要件を満たしている場合は、「起業」の区分として、対象となります。

区分 起業の要件

法人の代表者等であって、転入をした日以前の直近の所得税若しくは法人所得税の確定申告において事業による所得金額が150万円以上又は事業による収入金額が500万円以上であり、又は転入後に同程度の事業による所得金額又は事業による収入金額を得られていること

Q2 当初対象とならない事業所に勤務していたが、申請前に転職し、対象の事業所に勤務することとなった。その場合は補助対象となるか。

申請時点で要件を満たしている場合は、対象となります。

Q3 当初就職要件を満たし移住したが、申請前に転職し、東京都内の企業にテレワーク（新幹線通勤）することとなった。その場合は補助対象となるか。

申請時点で要件を満たしていない場合は、対象となりません。

Q4 長く在住したいが全国に支店等があるため、いつ市外転勤になるかわからない。この場合、対象になりますか。

市外への転勤の可能性がある場合は対象となりません。転勤や配属ではなく自らの意思で静岡市へ移住することが要件となります。

Q5 5年前に静岡市内の対象事業所に就職し、県外に住んでテレワーク勤務していた。今年、静岡市に転入しましたが、補助対象になりますか。

静岡市内の対象事業所に就職してから転入までの期間が1年以上経過している場合は、対象となりません。

2 対象条件（就業・起業等）について

Q6 令和8年3月に静岡市に転入し、令和8年5月に起業した。補助対象となるか。

対象になりません。令和8年3月31日までに転入した場合は、令和7年度の要綱が適用されるため、中小企業等への就職の方のみが対象となります。

Q7 経営している店舗を移転し、静岡市内で営業する。配偶者が従業員として同店舗で働く場合、2人とも補助対象となるか。

経営者本人は「起業」の区分で要件を満たせば、対象となります。
配偶者は転勤による勤務地の変更とみなされ、「就職」の区分の要件を満たさないため、対象となりません。

3 他の制度との併用について

Q 1 結婚新生活スマイル補助金（担当：こども若者応援課）との併用は可能ですか？

併用可能です。

Q 2 静岡市空き家改修事業補助金・中山間地域移住者用住宅改修事業補助金交付制度（担当：住宅政策課）との併用は可能ですか？

併用可能です。

Q 3 静岡市移住・就業補助金との併用は可能ですか？

併用できません。

また、移住・就業補助金の補助対象世帯員となっている場合も併用できません。

ただし、同一世帯であっても、移住者就職応援補助金の要件に該当する18歳以上の方が同一世帯に3人以上いる場合は、3人目以降の世帯員については、移住者就職応援補助金を利用することができます。

（ただし以下の例）

夫婦・親1人（50代）の3人世帯で移住し、夫が「移住・就業補助金」の要件を満たし、妻・親は「移住者就職応援補助金」の要件を満たした場合

夫婦分	「移住・就業補助金」を申請	100万円		
親分	「移住者就職応援補助金」を申請	50万円	計	150万円

4 その他

Q 1 受給した補助金は所得税の対象となりますか？

当補助金は受け取った日の属する年分の一時所得として所得税の課税対象になります。

一時所得は特別控除額50万円を控除した残額に1/2を掛けた金額を所得金額とすることとされており、他の一時所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告する必要はありません。

また、一般的な給与所得者の場合は、給与以外の所得金額が20万円を超えない場合には確定申告をする必要はないものとされており、一時所得の合計が90万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。

また、住宅取得や住宅改修については、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付することで、一時所得の総収入金額に含めないことができる場合がありますので、詳しくは、下記ホームページや国税局電話相談センター等にご確認ください。

(参照) 国税庁ホームページ
国税庁タックスアンサー NO.1490 一時所得、NO.1490 一時所得Q&A

改訂履歴

R7.10.16 「2 対象条件(就業)について」 Q5を追加

R8.5.13 「1 対象条件について」Q4を修正

「2 対象条件(就業)について」 Q1を修正、Q6、Q7を追加